**指定（ 許可） 申請**

**介護保険施設・事業所　　　　　　　　　　　に係る群馬県証紙（手数料）貼付書**

**変更（ 許可） 申請**

申請日　令和　　　年　　月　　日

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法人名 |  | |
| 代表者の職・氏名 |  | |
| 事業所名 |  | |
| 事業所番号 | 指定予定日 | 令和　　年　　月　　日 |

**申請するサービスの種類（該当する項目にチェックをすること。）**

ア□ 訪問介護

イ□ 訪問入浴介護

ウ□ 訪問看護

エ□ 訪問リハビリテーション

オ□ 居宅療養管理指導

カ□ 通所介護

キ□ 通所リハビリテーション

ク□ 短期入所生活介護

ケ□ 短期入所療養介護

コ□ 特定施設入居者生活介護

サ□ 福祉用具貸与

シ□ 特定福祉用具販売

ス□ 介護老人福祉施設

セ□ 介護老人保健施設

ソ□ 介護療養型医療施設

□ 介護予防訪問入浴介護

□ 介護予防訪問看護

□ 介護予防訪問リハビリテーション

□ 介護予防居宅療養管理指導

□ 介護予防通所リハビリテーション

□ 介護予防短期入所生活介護

□ 介護予防短期入所療養介護

□ 介護予防特定施設入居者生活介護□ 介護予防福祉用具貸与

□ 特定介護予防福祉用具販売

□ 左の両サービスを一体的に実施

□ 左の両サービスを一体的に実施

□ 左の両サービスを一体的に実施

□ 左の両サービスを一体的に実施

□ 左の両サービスを一体的に実施

□ 左の両サービスを一体的に実施

□ 左の両サービスを一体的に実施

□ 左の両サービスを一体的に実施

□ 左の両サービスを一体的に実施

□ 左の両サービスを一体的に実施

カ□ 介護医療院

**※居宅サービスと介護予防サービスを一体的に実施することとして同時に指定申請する場合は、介護予防の指定申請手数料の納付は要しない。**

**「居宅サービスと介護予防サービスを一体的に実施する」とは、「イ」～「オ」、「キ」～「シ」の区分毎をいう。**

**貼付する証紙の金額　　　 　　　　　円**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 群馬県証紙貼付欄（消印はしないこと。） | | |
| 収入印紙と間違わないように  注意してください。 |  |  |
|  | | |
| はがれないように、糊付けして  ください。 |  |  |
|  | | |
|  |  |  |
|  |  |  |

※手数料確認欄

@64,000×　　　 ＝　　　　　　 円

@34,000×　　　 ＝　　　　　　 円

@33,000×　　　 ＝　　　　　　 円

@20,000×　　　 ＝　　　　　　 円

@15,000×　　　 ＝　　　　　　 円　　　　　　 合計　　　　　　 円

（裏面）

手数料等概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種　類 | 指定（許可）申請手数料 | 変更（許可）申請手数料 |
| 介護老人福祉施設 | ３３，０００円 | ― |
| 介護老人保健施設　（施設みなしを含む） | ６４，０００円 | ３４，０００円 |
| 介護療養型医療施設（施設みなしを含む） | ３３，０００円 | １５，０００円 |
| 介護医療院　　　　（施設みなしを含む） | ６４，０００円 | ３４，０００円 |
| 居宅サービス、介護予防サービス | ２０，０００円 | ― |

〇居宅サービス及び介護予防サービスの指定申請の受付期間は、指定予定日（毎月１日）の前々々月１６日～

前々月１５日までの１ヶ月間です。

（例：４月１日に指定を受けたい場合は、１月１６日から２月１５日の間に申請を行う必要があります）

〇指定申請をしても、審査の結果、指定されない場合がありますが、その場合にも手数料は返還しません。

〇居宅サービスと介護予防サービスを同時に申請する場合は、１サービス分の手数料となります。

　（ただし、居宅サービスと介護予防サービスが一体的に行われる場合）

〇手数料の納付は、指定申請書等提出時に、県証紙を貼付して行います。